

令和6年度 東京都私立高等学校等

# 授業料軽減助成金の 申請受付を始めます！



授業料軽減助成金とは

国の助成制度「就学支援金」と合わせて、  
48万4,000円(都内私立高校平均授業料額相当)の範囲内で  
保護者の支払った授業料の負担を軽減する東京都の助成制度です！

【申請期間】

**令和6年6月20日(木)~7月31日(水)**

※上記の申請受付期間を過ぎた場合、受け付けはできません。

令和6年度から所得制限がなくなり、

都民の方は全員、授業料軽減助成金の対象になりました！

助成を受けるためには、「**申請が必要**」です。

申請がない場合、助成金の受給はできません。必ず申請を行ってください。

【国の就学支援金の対象の方へ】

就学支援金と授業料軽減助成金の  
**両方申請が必要**です。

片方のみ申請した場合、  
最大額の48万4,000円まで  
受け取ることができません。

授業料軽減助成金は  
**毎年度(学年1回)申請が必要**です。



**LINE 公式アカウント  
はじめました。**

お役立ち情報をお届けします♪

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A

**友だち追加は  
こちらから！**



# 令和6年度 東京都私立高等学校等 授業料軽減助成金 申請手続きのお知らせ

## 1 授業料軽減助成金について

生徒と保護者が都内に住所を有している場合、在学校の授業料(保護者が支払った額)を上限として、国の「就学支援金」と合わせて、最大 48 万 4,000 円(都内私立高校平均授業料相当)まで助成する東京都の制度です。  
令和6年度より所得制限がなくなり、申請により、所得にかかわらず授業料に対する助成を受けることができますようになりました。

## 2 申請期間 **令和6年6月20日(木)～7月31日(水)**

- ・ 申請受付は毎年度 1 回です。この申請期間を過ぎた場合は受け付けできませんのでご注意ください。
- ・ 授業料軽減助成金(都の制度)は、就学支援金(国の制度)とは**別に申請が必要**です。

## 3 助成額について

授業料に対する助成制度は、就学支援金(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)があり、各制度による助成額の内訳は世帯年収によって異なります(下表参照)。

就学支援金の対象となる場合は、上限額 48 万 4,000 円※2 から就学支援金分を差し引いて助成します。

下表のどの区分に該当するかを判別するため、すべての申請者について、課税証明書等による所得の確認を行います。

対象区分	世帯年収目安※1		各制度及び助成額※2		算定基準額※3
	所得がある保護者が1名	所得がある保護者が2名			
A	約 910 万円以上	約 1,090 万円以上	授業料軽減助成金(都) 48 万 4,000 円		304,200 円以上
B	約 910 万円未満 約 590 万円以上	約 1,090 万円未満 約 740 万円以上	就学支援金(国)※4 11 万 8,800 円	授業料軽減助成金(都) 36 万 5,200 円	304,200 円未満 154,500 円以上
C	約 590 万円未満	約 740 万円未満	就学支援金(国)※4 39 万 6,000 円	授業料軽減助成金(都) 8 万 8,000 円	154,500 円未満

### ●対象区分 A に該当する方

**授業料軽減助成金のみ申請してください。**

ただし所得の確認の結果、就学支援金の対象区分(B 又は C)と判定された場合は、別途就学支援金の申請が必要になります。就学支援金の申請を行わない場合、上限額(48 万 4,000 円※2)まで受給できません。

### ●対象区分 B・C に該当する方

**就学支援金と授業料軽減助成金をどちらも申請してください。**

いずれか一方の制度のみ申請した場合、上限額(48 万 4,000 円※2)まで受給できません。

- ※1 世帯年収目安は、保護者1人へのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。
- ※2 授業料軽減助成金の助成額(年額)は、就学支援金との合計額が最大 48 万 4,000 円の範囲内で、保護者等が実際に負担した授業料額が上限になります。実負担額によっては各区分で定められた助成額とならない場合があります。また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。
- ※3 対象区分は算定基準額または就学支援金の認定結果により判定されます。算定基準額については、[⑤「算定基準額の計算方法」](#)をご確認ください。
- ※4 就学支援金の詳細は[⑩「ホームページ等のご案内」](#)の(公財)東京都私学財団の就学支援金ホームページをご覧ください。東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当 (TEL : 03-6743-5011) までお問い合わせください。

## 4 対象となる申請者（保護者等）の要件

対象となる申請者は、生徒の保護者等で下記の(1)、(2)の両方の要件に該当する方です。

### (1) 居住要件

保護者(申請者)と生徒が、令和6年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している。

※生徒が、学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合は助成の対象となります。財団指定の入寮証明書を申請時にアップロードしてください。詳細は、**7**の「申請に必要な書類」をご確認ください。)

### (2) 在学要件

生徒が令和6年7月1日現在、下記の①～⑤のいずれかの私立学校及び課程に在学している。

- ①私立高等学校（全日制課程、定時制課程）
- ②私立中等教育学校後期課程
- ③私立特別支援学校の高等部
- ④私立高等専門学校（1～3年）
- ⑤私立専修学校高等課程（1年6カ月制の場合は令和5年10月入学者及び令和6年4月入学者の保護者）

**※ 都外の学校も対象となります。**

※ 令和6年7月2日以降に入学した場合及び特別申請は、申請日現在で在学していることが要件になります。

### 〈申請者について〉

申請者は原則、生徒の親権者となります。（親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。）

## 5 算定基準額の計算方法

原則、申請者及びその配偶者の令和6年度の課税証明書・非課税証明書に記載されている、「区市町村民税課税標準額」を使用して、下記の計算式により、算定基準額を算出します。

$$\text{算定基準額※1} = \text{区市町村民税課税標準額※2} \times 6\% - \text{区市町村民税調整控除相当額※3}$$

※課税標準額について・・・「課税証明書・非課税証明書」に記載された「区市町村民税課税標準額」の確認方法は以下のURLをご覧ください。

URL: [https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei\\_hyjungaku.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/kazei_hyjungaku.html)



- ※1 申請する保護者等の生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成20年1月2日から4月1日生まれの生徒が該当）は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出します。
- ※2 令和6年度の課税証明書を使用
- ※3 調整控除相当額について
  - ・所得のある保護者等が1名のみの世帯又は保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯＝1,500円
  - ・保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯（配偶者特別控除を受けている世帯を含む）＝3,000円

## 6 申請スケジュールの流れ

- (1) 6月20日～7月31日 : 申請期間
- (2) 6月20日～9月 : 審査（不備等があった場合、訂正依頼メールを送ります。）
- (3) 10月または12月（予定） : 結果通知（メール）・助成金振込



<以下の方は結果通知・助成金振込が原則12月以降になります。>

- ①都内校の生徒で、申請された就学支援金の結果が8月31日時点で未確定の方
- ②都内校の生徒で、提出書類に不備等があり、9月下旬までに審査が完了できない方
- ③都外校の生徒の方
- ④在籍等の学校審査で学校が保留とした方

## 7 申請に必要な書類

申請はオンラインです。以下の書類の画像をオンライン申請時にアップロードしてください。

申請に必要な書類 (画像)	対象	発行機関
<p><b>(1) 住民票</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯全員の<b>続柄の記載</b>があるもの</li> <li>・令和6年5月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のもの</li> <li>・<b>マイナンバー(個人番号)の記載がないもの</b></li> </ul> <p>※生徒が都外の寮に移り住んだことにより住民票を移動した場合は、移動先の住民票もアップロードしてください。</p>	全ての申請者	区市町村役所
<p><b>(2) 所得及び扶養状況等を証明する書類</b> ※a)、b)のいずれか</p> <p><b>a) 生活保護受給証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの</li> <li>・令和6年5月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のもの</li> </ul>	生活保護を受給している方	福祉事務所
<p><b>b) 令和6年度 課税証明書、非課税証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>生徒の扶養の記載</b>があるもの(名前の記載は必要ありません)</li> <li>・<b>扶養人数(内訳)の記載</b>があるもの</li> <li>・申請日前3カ月以内の発行のもの</li> <li>・<b>申請者及びその配偶者のもの(※1)</b></li> </ul> <p>※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」は受付できません。</p> <p>※扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税証明書・非課税証明書をアップロードしてください。</p> <p>※令和6年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」をアップロードしてください。</p> <p><b>海外に赴任している方について</b></p> <p>都内居住の申請者(保護者)の「課税証明書・非課税証明書」をアップロードしてください。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、<b>11</b>「問合せ先」へご相談ください。</p>	生活保護を受給していない方	区市町村役所
<p><b>※1 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[配偶者控除]の適用が無い(所得が1,000万円を超える方の同一生計配偶者を含む)場合</li> <li>・[配偶者特別控除]の適用を受けている場合</li> <li>・申請者が自営業で、その配偶者が[事業専従者]の場合</li> </ul> </div> <p>→ <b>配偶者の証明書も必要です。</b></p> <p>・申請者が[配偶者控除]を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合</p> <p>→ <b>配偶者の証明書は不要です。</b></p>		
<p><b>(3) 入寮証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校が設置する寮」や「学校が組織的に斡旋を行っている施設等」の寮に入寮している生徒。</li> <li>・<b>10</b>の「ホームページ等のご案内」の授業料軽減助成金事業ホームページから入寮証明書を印刷して、在籍している<b>学校の証明(学校長の押印)</b>を受けて、アップロードしてください。</li> </ul>	学校の指定する寮に入寮している生徒	学校

※生徒が都内校に在籍していて、5月末までに初めて就学支援金を申請した方、または昨年度就学支援金を申請した方は、(2)の『所得及び扶養状況等を証明する書類』の提出が不要になります。

ただし、8月末までに就学支援金の認定結果が未定の場合(継続意向登録をしなかった場合を含む)は、後日提出を依頼いたします。

## 8 オンライン申請の方法と申請手順

スマートフォンやパソコン等から、下記URLの「申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)」にアクセスして、授業料軽減助成金の申請をしてください。

※授業料以外の教育費負担を軽減する制度「奨学給付金」の申請も行う方は、奨学給付金の申請に必要な書類も一緒にご準備ください。

詳細は、奨学給付金の「申請手続きのお知らせ」または「10」ホームページ等のご案内「奨学給付金ページ」をご確認ください。

### 【申請受付サイト】

授業料軽減助成金 及び 奨学給付金オンライン申請システム

<https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/>



申請受付サイト



申請マニュアル

### 【申請マニュアル】

授業料軽減助成金事業ページ(私学財団 HP)に掲載

[https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa\\_jugyoryo.html](https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html)

## 📄 申請前にご準備ください

### ①スマートフォンまたはパソコン

### ②メールアドレス

申請手続きの完了や審査結果の通知が届きます。

また、申請受付サイトのユーザIDとしても使用します。

#### (1)令和5年度にオンラインで授業料軽減助成金または奨学給付金を申請したことがある方

令和5年度の申請時に登録したメールアドレスをご準備ください。(メールアドレスを変更していてもユーザIDは変わりません。通知が届くメールアドレスのみ変更されています。)

#### (2)初めて授業料軽減助成金のオンライン申請を行う方(上記以外の方)

キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを登録してください。(URL付メールを拒否する設定が多く、その場合、こちらからのメールを受信できません。)

※迷惑メール設定等を行っている場合、

「shigaku-tokyo.or.jp」からのメール受信ができるように設定してください。

### ③在学している学校の情報

「学校名」「学校所在地」「課程(全日制・定時制・通信制)」等

### ④生徒、申請者の情報

「生徒の入学年月」「住所」等

### ⑤申請に必要な書類(7参照)

### ⑥申請者名義の振込口座情報

### ⑦就学支援金申請システム(e-Shien)の

#### ログインID及び就学支援金受付番号

※⑦は都内校に在籍する生徒で5月末までに就学支援金を申請されている方のみ必要です。こちらの入力があると所得

及び扶養状況等を証明する書類の添付が不要になります。

※e-ShienのログインIDは、授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システムのユーザIDとは別のものです。

e-ShienログインID:学校から配布された通知書記載の8桁の数字  
就学支援金受付番号:e-Shienにログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載(Rから始まる15桁の英数字)

## 【注意事項】

・申請受付サイトのユーザIDは、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別のものです。

・申請の所要時間は30分程度です。また、申請の入力ステップは1~5まであります。

**ステップ4まで進むと「一時保存」ができます。**

・申請開始直後はアクセスが集中して、繋がりにくい場合がございます。時間をおいてお試しください。

・スマートフォン、パソコンによる申請の詳しい操作方法は、「申請マニュアル」をご確認ください。

・オンライン申請受付は、**7月31日(水)**が期限となります。

期限を過ぎると申請内容の入力ができなくなります。必ず期限内に申請を行ってください。



次のページから申請手続きの流れを説明します。

令和5年度にオンラインで授業料軽減助成金または  
奨学給付金を申請したことがある方

### ■マイページへのログイン

「ユーザ ID のある方」ボタン(オレンジのボタン)から  
ユーザー名(ユーザ ID)とパスワードを入力してマイペー  
ジにログインしてください。

**ユーザー名(ユーザ ID)はメールアドレスの  
後ろの「.phs」が不要になりました。**

※メールアドレスを変更した方は、令和5年度の申請時に登録した  
メールアドレスがユーザ ID です。

※パスワードをお忘れの方は、「パスワードをお忘れですか?」に  
ユーザー名を入力してパスワードの再設定を行ってください。

初めて授業料軽減助成金のオンライン申請を行う方

### ■ユーザ ID の発行

「(新規の方)申請開始」ボタン(緑のボタン)からメールアドレ  
スを入力して、ユーザ ID の発行を行ってください。

※キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを登録して  
ください。(URL 付メールを拒否する設定が多く、その場合、  
こちらからのメールを受信できません。)

入力したメールアドレスに認証コードが書かれたメールが届  
きます。

認証コードを入力したらユーザ ID 発行メールが届きます。  
記載された URL からパスワードの設定を行ってください。

ユーザ ID とパスワードは必ず控えておいてください。

## 申請開始

マイページにログインしたら、各種申請欄内の「申請受付」ボタンを押してください。  
令和5年度に申請したことがある場合、生徒名、学校情報などが引き継がれています。  
令和5年度の内容から変更が必要な場合、ステップ 1~5 の各ステップで修正してください。

### ステップ 0 利用規約・サイトポリシー の同意確認

画面に表示された内容をご確認いただき、「利用規約に同意します」にチェックを入  
れ、次のステップに進んでください。

### ステップ 1 学校情報の登録

在学している学校の情報、就学支援金情報を画面に沿って入力してください。

#### ①学校の情報

学校種別(高等学校・中等教育学校・高等専修学校等)、課程(全日制・定時制・後期課程等)、  
学年、学校名、学校所在地(都道府県)

#### ②就学支援金情報※

就学支援金の申請有無・就学支援金ログイン ID、就学支援金の受付番号

※就学支援金情報は生徒が都内の学校に在籍し、5月末までに申請している場合、入力が必要です。

### ステップ 2 メールアドレスの確認

通知用のメールアドレスに間違いがないか確認してください。

※メールアドレスを変更したい場合は、マイページに戻って「連絡先変更」からメールアドレスを  
変更してください。

### ステップ 3 申請情報の登録

生徒、申請者(保護者)の情報、所得状況等、振込先となる口座情報(申請者名義の  
もの)等を、画面に沿って入力してください。

①生徒の情報 (入学年月、寮在住、生徒氏名、生年月日)

②保護者の情報 (保護者氏名、生徒との関係、住所、自宅電話番号、日中連絡先)

③所得状況等 (所得状況、所得の証明書提出内容について)

④他の道府県等からの補助状況※(補助組織名称、授業料総額、補助/減免額)

※他の道府県、区市町村から授業料の補助や免除を受けている場合のみ入力が必要です。

⑤振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人)



#### ステップ4 奨学給付金の申請登録

ステップ3で、世帯の所得状況を「生活保護世帯」または「住民税が非課税・均等割のみの世帯」と選択した場合のみ、奨学給付金の申請画面に進みます。

対象世帯は奨学給付金の申請も同時に行ってください。

奨学給付金の制度内容や必要書類等は、奨学給付金の「申請手続きのお知らせ」または  
10「ホームページ等のご案内」の奨学給付金ページをご確認ください。

ここまで進むと、**ステップ1～4までに入力した内容の「一時保存」が可能です。**  
申請を再開する場合は、マイページの各種申請欄内の「申請再開」ボタンから申請手続きを続けてください。

※奨学給付金対象外の方は、ステップ5へ進んでください。



#### ステップ5 必要書類の アップロード

画面の **必須** アイコンの表示に従い、7「申請に必要な書類」に沿って準備した書類の画像をアップロードしてください。その場で書類の写真を撮影して、アップロードすることも可能です。

※アップロードする書類は1枚ずつ、四隅が見切れないように撮影してください。書類が見切れていると再提出が必要です。



#### ■ 確認画面

入力した内容を確認してください。間違いがなければ「確定」ボタンを押して、申請を完了させてください。入力内容が間違っていた場合、「修正」ボタンで該当ページに戻り、正しい情報を入力してください。



#### ■ 申請完了

申請が完了すると申請手続き完了メールが届きますので、必ずご確認ください。メールが届いていない場合、申請ができていない可能性がございます。マイページにログインしていただき、「申請状況」欄に申請データが表示されているかご確認ください。

また、申請いただいた内容や書類に不備があった場合、メールに不備訂正依頼が届きます。不備訂正期限内に訂正がされない場合は、交付ができませんのでご注意ください。

#### 【兄弟姉妹の申請をされる方】

兄弟姉妹の申請をする際は、1人目の申請が完了した後に、マイページの「追加申請ボタン」を押して、2人目の申請を行ってください。詳しくは、授業料軽減助成金事業ページ(私学財団HP)の「申請マニュアル」をご確認ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。  
個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

## 9 Q&A ～よくあるお問合せ～

### 1. 申請について

Q1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。毎年度必ず申請してください。「申請は年度に1回」のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。  
なお、年度をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」と「就学支援金」の支給総額は、最大48万4千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。  
なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸し付けを受けていても対象となります。

Q 3. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。

- A. 都内居住の保護者（親権者等）が別におり、その方が申請者であれば申請できます。申請者の「課税証明書・非課税証明書」をアップロードしてください。海外赴任者の「課税証明書・非課税証明書」は不要です。  
詳しくは、[11](#)「問合せ先」へご相談ください。

## 2. 申請サイトについて

Q 4. 在学する学校名が出てきません。

- A. 学校種別や課程に間違いがないかご確認ください。正しい学校名を入力しても候補が表示されない場合は、[11](#)「問合せ先」へご連絡ください。

Q 5. 申請を一時中断したいのですが、入力した内容を途中で保存できますか。

- A. ユーザー名（ユーザID）の登録後、ステップ1からステップ4まで進むと入力内容を一時保存することができます。ただし、ステップ1~4の必須項目をすべて入力していないと一時保存できません。また、ステップ5でアップロードした画像は一時保存できません。申請を再開した時に再度アップロードしてください。

その他のQ&Aは[10](#)「ホームページ等のご案内」授業料軽減助成金ページをご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、[11](#)「問合せ先」へお問い合わせください。

## 10 ホームページ等のご案内

### 授業料に関する負担軽減について

#### 東京都の制度



授業料軽減助成金  
東京都私学財団 HP

#### 国の制度



就学支援金  
東京都私学財団 HP

#### 助成額の目安の確認



授業料軽減助成金  
シミュレーションサイト

### 授業料以外の学費負担軽減について



奨学給付金 東京都私学財団 HP

### 制度や申請時期のご案内等



東京都私学財団 LINE 公式アカウント

## 11 問合せ先

### 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当

☎ 03-5206-7925（土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00）

※6~7月の申請期間中は、土曜日でも電話受付を行う予定です。

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>